

7 山瀬漁調指示第4号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、立縄釣り漁業の禁止について、次のとおり指示する。

令和7年12月15日

山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会
会長 森友信

1 指示する内容

(1) 漁業の禁止

立縄釣り漁業は、営んではならない。

(2) 制限する海域

山口県瀬戸内海海区

2 指示の有効期間

令和8年1月1日から令和10年12月31日まで